

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪府淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.co.jp/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

固定観念

チャールズ・ブロンソンのCMで印象深い整髪料大手、マンダムの西村社長は「タブーライン」を破ることが必要だという。常識は時代と共に変わる。固定観念の打破、その先に新市場がある。整髪料離れの若者には、ソフトなヘアワックスや眉毛を整える製品、化粧品など次々に開発。40年前に東南アジアにも進出。きめ細かなマーケティング。現地に足を踏み入れないとわからない。バンコクでは日本発の高い製品が良く売れる。しかし、タイ全土ではそうはいかない。インドネシアの僻地で高額品が売れている。買っているのは住民の1割にも満たない華僑の子弟だったり、地方によって事情は異なる。日経ビジネス所載。

ヒント

税務 ミニガイド

不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の税率が引き下げられ、平成26年4月1日以後に作成される文書から、たとえば、契約金額1千万円超5千万円以下の場合には、1万5千円が1万円に、契約金額5千万円超1億円以下の場合には、4万5千円が3万円になっています。



朝焼け国後島(北海道)

鎌形 久/オアシス

旅費や宿泊費などはどうなる？ 原稿料・講演料等の源泉徴収

□源泉徴収制度

個人に対して、国内において源泉徴収の対象となる報酬・料金等の支払いをする者は、その報酬・料金等を支払う際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

ここでは、この報酬・料金等に対する源泉徴収のうち、原稿料や講演料などを支払う際の源泉徴収について確認していきましょう。

なお、原稿料や講演料などの支払者が個人であって、給与等の支払者でないときは、源泉徴収する必要はありません。

□源泉徴収の対象となる報酬・料金等

源泉徴収の対象となるかどうかは、名称でなく実態で判断することになります。

したがって、謝金や取材費、調査費や車代などの名目で支払をする場合でも、その実態が原稿料や講演料と同じであれば、すべて源泉徴収の対象になります。

なお、試験問題の出題料や答案の採点料などは、原稿料には含まれませんので、源泉徴収は不要です。

□旅費・宿泊費等の取扱い

旅費や宿泊費などの支払いについても、原則的には報酬・料金等に含まれ、源泉徴収の対象となります。

ただし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が、直接ホテルや旅行会社等に支払った場合には、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

□賞金や投稿謝金

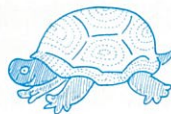
懸賞応募作品などの入選者に対する賞金や新聞、雑誌などの投稿欄への投稿の謝金などについても、原則として原稿料に含まれますが、一人に対して支払う賞金や謝金の金額が、1回5万円以下であれば、源泉徴収をしなくてもよいことになっています。

□源泉徴収税額

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の



○休日になるとあちこちで開催されるフリーマーケット。このフリーマーケットのフリーは「Free（自由）」のことだと思われがちですが、実際は「Flea（蚤）」のことです。よく「蚤の市」という言葉を耳にしますがこのことです。Fleaには、みすぼらしい、汚い、という意味があり、新品だけではない使い古した品も売っているということです。



額は、一人に対して支払う額が1回100万円以下である場合には、支払額の10.21%となっています。

一人に対して支払う額が1回100万円を超える場合には、100万円までの部分の10.21%（102,100円）に100万円を超える部分の金額の20.42%を加算した金額となります。

たとえば、支払う額が180万円である場合には、 $102,100円 + (180万円 - 100万円) \times 20.42\% = 265,460円$ となります。

□消費税等の取扱い

報酬・料金等の額の中に消費税等（消費税及び地方消費税）の額が含まれている場合には、原則として、消費税等の額を含めた金額を源泉徴収の対象とすることになります。

ただし、請求書等において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、消費税等の額を含めない報酬・料金等の額を源泉徴収の対象とする金額としてよいこととされています。

□源泉徴収税額の納付

原稿料や講演料などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額は、納期の特例の適用はなく、支払った月の翌月10日までに納付する必要があります。

特殊関係者への 不動産譲渡

譲渡所得のなかに「居住用財産の譲渡所得の特別控除」の制度があります。この制度では、譲渡者の配偶者・直系血族・親族で、生計を一にしている者等特別な関係のある者（特殊関係者）に対する譲渡については適用が認められません。

例えば、叔母さんとの売買の場合にはどう整理すれば良いのでしょうか。

□本事例での特殊関係者

叔母さんは「傍系血族」となるので、第一のハードルはクリアされます。しかしながら、「傍系血族」であっても、同居している者や生計を一にしている者であれば、特殊関係者となりますので実態の判断が必要となります。これが第二のハードルです。

□親族とは

親族という言葉は複数の税目で様々な形で現れてきます。例えば、所得税の扶養控除や、法人税の同族会社の判定等が代表的なものです。

しかし、親族について税法上で特別な規定を置いてはいません。従って、「生計を一にする親族」などの規定はありますが、その範囲については、以下の民法上の規定によります。

すなわち、民法725条により①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族が親族となります。

□「みなし贈与」の検討

次に「みなし贈与」の検討が必要です。

みなし贈与とは、著しい低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産を受けた時におけるその財産の時価との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなされます。

従って、個人間の譲渡、特に特殊関係者間の譲渡においては「時価」の判断とそのバランスを常に考慮しなければなりません。

ナマの税務相談室

Q 春の確定申告ではお世話になりました。

A こんにちは。そろそろ土地の更新のことでお忙しいのでは、と思っておりましたが。

Q そうなんです。実は先日地続きのお隣さんのご主人が更新の件でお見えになりました。何でも来年大学進学を予定している息子さんの学資を考えると更新料まで手が回らないので、何とか交換手法の方法で対処できないかという提案をされました。それについて良きアドバイスをいただければと思ってお参りました。

A それはご尤もですね。借地権と底地の交換をして税法上も認めて欲しいという事案ですね。適法であれば大丈夫ですよ。

Q 私の底地は180㎡ですが、借地人はそのうち70㎡を返還し、地主の私が180㎡のうち110㎡の所有権を交換譲渡するという内容で

話がまとまりそうです。

路線価が㎡あたり50万円です。借地権割合は60%地域です。交換に伴っての金銭の授受は無いということ

です。

A 了解いたしました。税法上の取り扱いに所得税法58条があります。交換譲渡資産、交換取得資産ともに1年以上保有していること、交換取得資産は交換譲渡直前の用途に供すること、交換時、譲渡取得資産の時価差額が20%を超えないこと、もしくはお互いの合意価額が合理的に算定されていて同額と認識されることなどです。

返還借地権価額は70㎡×50万円×60%=2,100万円です。一方、譲渡底地価額は110㎡×50万円×40%で2,200万円で、両者の時価の差額は4~5%でその他の条件もクリアしていますし、お互いに合意の上ですから問題はございません。但し、確定申告は必要です。

ナマの税務相談室

借地の更新と 交換手続き

改正交際費課税と 大中小各企業の選択基準

平成26年4月1日以後開始事業年度から、飲食交際費の半分を経費として認める制度が消費の腰折れを防ぐ効果を狙って導入されました。

この制度は、資本金や青色・白色の区別なく全ての法人について、接待飲食費の50%を損金不算入（逆に50%は損金算入）とするものですが、資本金1億円超の企業を主に対象にしたものです。

以前の改正により、1人当たり5,000円以下の飲食費については、交際費等の範囲から除かれる措置がなされていました。これに該当しない5,000円超の飲食費が今次の改正の対象になります。なお、「5,000円以下の飲食費」の取扱いと同様、「5,000円超飲食

費」についても、社内飲食費に関しては、その両方の範囲に含まれていません。

改正の趣旨からすれば、4月1日以後の飲食費から直ちに、この新制度の適用対象にすべきところですが、交際費課税の制度は従来から、事業年度単位の適用になっていますので、残念ながら、4月1日以後の飲食費が即新制度の適用対象にはなりません。

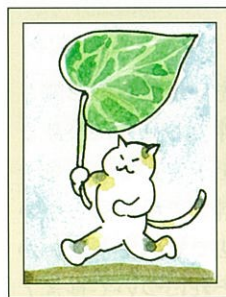
また、この制度は、資本金の額が1億円以下の法人については、年800万円まで損金算入ができる定額控除限度額方式との選択とされています。実際に「接待飲食費の50%特例」の方が有利となるのは、 $800万円 \div 50\% = 1,600万円$ 超の接待飲食費を使って

いるような場合です。

国税庁の統計では、単体申告の1億円未満の法人225万8,842社の交際費総額は、直近年度で20,797億円で、1社平均で92万円です。従って、中小企業で、新制度を選択するケースは限りなく少なく、殆どの中小企業は定額控除の方を選択すると思われます。

ただし、連結親法人の資本金等の額が1億円以上である連結子法人については、中小企業であっても、新制度の適用となると思われます。

一方、新制度を適用する大法人にとっても、新年度からは、交際費の区分管理が結構大変になります。つまり、税務上、①5,000円以下飲食費、②50%特例対象の接待飲食費、③社内飲食費、④その他の交際費の4区分の管理が必要になります。Q & Aや新別表なども順次公表されるものと思われれます。



11日入梅。21日は昼間の一番長い夏至です。いよいよ梅雨も近いようです。

「梅雨の人コートを脱げば服白き 立子」

衣替えは、冬服から夏服が6月、夏服から冬服が10月。制服姿の人が一斉に着替えて、目に鮮やかです。昔、江戸幕府の規定で武士は年四回、袷小袖、一重帷子麻布、袷小袖、綿入れ小袖の順だったようです。6日芒種。21日夏至。

考えは言葉になり、言葉は行動となり、行動は習慣となり、習慣は人格となり、人格は運命となる。

(マーガレット・サッチャー)

6月の税務メモ

(国 税)	(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く） ○ 所得税の予定納税額の通知（税務署長より） ○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間(予定)申告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月分個人住民税特別徴収分の納付 ○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間(予定)申告 ○ 個人住民税の普通徴収第1期分納付（条例による）
10日	16日
30日	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。